

大田区成年後見制度等利用促進協議会設置要綱

令和3年7月12日3福福発第10856号区長決定

(設置)

第1条 関係機関等との連携及び情報共有の推進並びに地域における成年後見制度の理解及び利用促進を図るため、大田区成年後見制度等利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関する施策の検討に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用促進に関して必要な事項

(委員の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる分野の中から、区長が委嘱し、又は任命する委員15人程度で構成する。

- (1) 専門職団体
- (2) 地域団体
- (3) 福祉関係者
- (4) 金融機関
- (5) 保健医療
- (6) 学識経験者
- (7) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、初回の委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認める場合、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、会議の全部又は一部について非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

(守秘義務)

第8条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第9条 協議会に出席した委員（区職員を除く。）に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。